

倉敷市立第五福田小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 この会は第五福田小学校 P T A と称す。

第2条 この会の事務局は、第五福田小学校内におく。

第2章 目 的

第3条 この会は、家庭と学校及び地域・社会での児童の健全なる育成を目的とする。

1. 学校教育に対する理解を深める。
2. 家庭と小学校とのつながりを緊密にして、児童の心身のすこやかな発達を図る。
3. 学校の教育的環境を整えるとともに、学区内の社会教育の振興を図る。
4. 学校生活と社会生活の水準を高め、民主社会での市民としての理解を深めるため、父母に対して成人教育の機会をつくる。

第3章 方 針

第4条 この会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第5条 この会は自主独立のもので、他の団体の支配・統制・干渉は受けない。

第6条 この会は校長、教職員、教育委員会及び他の P T A 団体と教育問題について討議し、またその活動を助けるために意見を述べ、資料の提供をするが、直接、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第4章 会 員

第7条 この会の会員は学校に在籍する児童の父母、またはそれに代わる人（以下父母という）学校に勤務する校長と教職員（以下教員という）であって、会員はすべて平等の権利と義務を持つ。

(附則) 改正の日に会員であったものは、当該会員の保険契約が消滅するまでは、会員とみなす。

第5章 役員と会計監査委員

第8条 この会の役員と会計監査委員は、児童を愛し、民主主義と教育に理解をもっている会員の中から選出する。その定数及び資格は次のとおりである。

- | | | | |
|--------|-------|--------|-----------------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 保護者 | ※会長、副会長には、父母のうち女性を1名以上選出する。 |
| 2. 副会長 | 4～10名 | 保護者と教員 | |
| 3. 会計 | | 保護者と教員 | |
| 4. 書記 | | 保護者と教員 | |

役員と会計監査委員の任期は 1 年とし、ただし、再任は妨げない。欠員の生じた場合はそのつど補充し、任期は前任者の任期満了までとする。そして、役員は次期役員決定まで、引き続き任務する。

第 9 条 役員と会計監査委員の任務は次のとおりである。

1. 会長は会を統括し、総会及び実行委員会を招集し、その決議を執行する。
2. 会長は、会計監査委員の任命と各委員会の委員長を承認する。
3. 会長は必要があると認めた場合は、諸会合に出席する人を指名または任命する。
4. 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理を務める。
5. 副会長は、総会と実行委員会の議長団を構成する。
6. 副会長は各委員会を分担し、その補佐をする。
7. 副会長のうち 1 名は、五福学区おやじ隊の隊長を兼任する。
8. 会計は年度予算をつくり、この会のすべての金銭の収支を正確に記録し、会計監査委員の監査を受けたのち、総会で決算報告をする。
9. 会計は、必要ある委員会に出席する。
10. 書記は、総会・実行委員会の議事を正確に記録し、諸会合について連絡する。
11. 会計監査委員は会計を監査し、その年度の会計を監査し、その結果を年度総会に報告する。

第 6 章 役員の選挙と期間

第 10 条 役員の選挙と期間は次のとおりである。

1. 年度末の実行委員会で次期役員を指名し、事務局に申し出る。
2. 総会の前日までに指名された次期役員の氏名を、全会員に知らせる。
3. 次期役員の追加氏名は、選挙する総会のときに会員の席からこれを行う。
4. 役員は、総会においては多数決で選ばれる。
5. 新役員の就任は、総会の承認を得たのち、総会において行われる。
6. 役員に欠員ができたときは、会長が後任者を指名し、その理由を実行委員会において明示し承認を受け、全会員に知らせる。

第 7 章 総 会

第 11 条 総会は年度始めに開き、次のことを行う。

1. 前年度の事業報告
2. 会計監査を受けた前年度決算報告の承認
3. 年度会計、年度予算、その他緊急事項についての審議と承認
4. 会員に関する報告
5. 新年度役員の選出と就任

第 12 条 総会の日時、場所及び議題は総会の 5 日前に示す。

第 13 条 総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 とし、決議は全出席者の半数以上の同意を必要とする。

第 14 条 実行委員会が必要と認めたときに、または全会員の 5 分の 1 以上の要求があったときは、

会長は臨時総会を招集する。

第8章 実行委員会

第15条 実行委員会は、この会の役員と常任委員会の各委員長・副委員長によって構成される。

第16条 実行委員の任務は次のとおりである。

1. 各種委員会で立案された事業計画を審議検討し、その執行にあたる。
2. 総会に提出する原案または報告書を作成する
3. 必要のあるときは、特別委員会を設ける。
4. 全会員から委任された事務を処理する。
5. その他重要事項または寄付金についても、審議検討し決議する。

第17条 実行委員会の例会は原則として、毎月1回開く。ただし、会長または委員の半数が必要と認めたときは、臨時会議を開くことができる。

第18条 実行委員会は、構成委員の半数以上の出席により成立する。

第19条 決議は出席者の半数以上の同意を必要とする。

第9章 委員会の選定

第20条 委員会には、常任委員会、特別委員会の2つをおく。

第21条 常任委員会には次の委員会をおく。

- | | | |
|-----------|------------|---------|
| 1 広報委員会 | 2 文化事業委員会 | 3 地区委員会 |
| 4 交通安全母の会 | 5 ベルマーク委員会 | |

第22条 常任委員会の委員長、副委員長はそれぞれの委員会で各1名選出する。

委員長・副委員長はその年度の委員の中から経験年数を問わずに選出する。原則として再任はしないものとするが、本人の希望があれば再任してよい。

任期は各委員2年とする。ただし、再任は妨げない。

第23条 常任委員会には、校長と会長が協議して推薦した会員も加えることができる。

第24条 特別委員会の委員長・副委員長は、それぞれの委員会で各1名選出する。

第10章 会員の任務

第25条 常任委員会の任務は、細則による。

第26条 特別委員会は、特別に決めた目的を果たす。

第27条 常任委員会及び特別委員会は、各種事業計画についても実行委員会に図る。

第11章 会 計

第28条 この経費は、会費・事業収入と自発的な寄付金等でまかなう。ただし、欠損金が発生した場合は、本会の経費を持って充てる。

第29条 会費は月額250円とする。毎月または1年分を一度に収めることもできる。なお、実行

委員会の決議で、会費の一部または全部を減免することもできる。納めた会費は、退会や
その他の事由があっても返金しない。

第30条 この会の財産は、第2章の目的を果たす以外は使えない。

第31条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第32条 この会の旅費規定、慶弔規定は細則による。

第12章 改 正

第33条 規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第34条 細則は実行委員会の決議により改正することができる。

附則

1. この規約は昭和30年4月28日から行う。
2. 昭和33年5月19日、第8条の一部を改めて行う。
3. 改正規約は、昭和43年4月1日より実施する。
4. 規約の一部を改正し、昭和47年4月1日より実施する。
5. 規約の一部を改正し、昭和51年4月1日より実施する。
6. 規約の一部を改正し、昭和53年4月1日より実施する。
7. 規約の一部を改正し、昭和58年4月1日より実施する。
8. 規約の一部を改正し、昭和63年4月1日より実施する。
9. 規約の一部を改正し、平成3年4月1日より実施する。
10. 規約の一部を改正し、平成5年4月1日より実施する。
11. 規約の一部を改正し、平成10年4月1日より実施する。
12. 規約の一部を改正し、平成14年4月1日より実施する。
13. 規約の一部を改正し、平成22年4月1日より実施する。
14. 規約の一部を改正し、平成24年4月1日より実施する。
15. 規約の一部を改正し、平成28年4月1日より実施する。
16. 規約の一部を改正し、令和4年4月1日より実施する。
17. 規約の一部を改正し、令和5年4月1日より実施する。

この規約に必要な活動は、発行する以前でも行える。

細則

第1章 総則

第1条 この細則は第五福田小学校P.T.A規約を補完するために定める。

第2章 地域と地区

第2条 この規約にある地域とは、次の5地区をいう。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 常盤 | (2) 東西千鳥、福崎町、海岸通り |
| (3) 青葉町、明神町、高砂町 | (4) 南北亀島町 |
| (5) 中畠 | |

この規約にある地区とは、次の7地区をいう。

- | | | | |
|-------------|-----------|--------------|-------------|
| (1) 常盤 | (2) 千鳥 | (3) 青葉、明神、高砂 | (4) 南亀島・北亀島 |
| (5) 中畠1・2丁目 | (6) 中畠3丁目 | (7) 中畠4・5丁目 | |

第3章 役員及び委員の就任

第3条 役員、委員の就任の努力義務

1. 役員、常任委員及び交通安全母の会については、1世帯につき1回は就任する。

第4章 役員及び常任委員の選出方法

第4条 役員及び会計監査委員は、その欠員の補充を除き、総会において選出する。

第5条 会長、副会長（保護者）は男女同人数で構成するよう努力する。

第6条 会長に欠員が生じたときは、副会長の中から互選によりその候補者を決定し、実行委員会の承認により選出する。

第7条 会長以外の役員および会計監査委員に欠員が生じたときは、実行委員会の構成者の中より互選により、その候補者を決定し、実行委員会の承認により選出する。この場合役員等を選出した委員会は、互選により実行委員会メンバーを選出する。

第8条 会長、役員の選出方法（定期）

1. 会長は、執行部2年目以上の役員の中から互選により選出する。
2. 会長の任期は1年とする。再任は妨げない。
3. 役員および常任委員の選出方法
4. 各地区の会員の中から会員数により必要な人数を選出し、役員、広報委員会、文化事業委員会、地区委員会、交通安全母の会にわかつて活動する。
5. この役員および常任委員・特別委員会の選出人数の増減については、実行委員会に諮ることができる。
6. 「役員及び常任委員選出表」の地区より必要人数の役員及び常任委員を選出する。
特別委員会の役員については各委員会で責任をもって選任する。
7. 「役員及び常任委員選出表」は、毎年度実行委員会において承認を得る。
8. 副会長、会計、書記は役員の中から互選により選出する。
9. 各役員等の任期は2年とし、各年度で半数の改選を行う。

<役員選出時の優遇措置>

地区役員：各地区から選出され、任期は2年

原則：一世帯一回以上

2年任期の後、次年度は地区役員を免除

(交通安全母の会会長のみ、次年度以降2年間免除)

第5章 常任委員・特別委員の任務

第9条 常任委員・特別委員の任務は、次のとおりである。

1. 広報委員会は、各地区より選出された委員のうち6名以上で構成され、広報活動により会員相互の意思の疎通、交流を行いこの会の運営の円滑化を図る。
2. 文化事業委員会は地区より選出された委員のうち6名以上で構成され、各種の活動を通じて会員相互の親睦と教養を高めるとともに、いろいろな事業を立案推進し、健全な財政面に協力する。
3. 地区委員会は地区より選出された地区委員7名以上で構成され、地区内外の連絡を図るとともに、交通安全母の会と協力し地域社会における児童の安全を図り、教育的環境を整えるために活動する。
4. 交通安全母の会は地区より選出された委員のうち6名以上で構成され、各種の活動を通じ会員相互の親睦と教養を高めるとともに、交通安全対策協議会及び地区委員会と協力し、交通安全の推進を図る。
5. ベルマーク委員は地区より選出された4名以上で構成され、ベルマークの収集にあたり、学校設備の充実等に貢献する。
6. 各委員会は児童の健全育成と非行防止のため会員相互の啓発と地区内外の連絡並びに補導に当る。
7. 役員を受けたものは、運動会・水夏祭・五福小祭の3つのうち最低1つと、各委員会の主催する事業のうち最低1つについて出席、参加協力できない場合は、役員を全うしたことにならず、一世帯において一回は就任する義務を果たしたことにならない。

第6章 その他

第10条 本会の事務局は、本会の運営上の事務を遂行する。

事務局は、会長を除く全役員により構成される。

第11条 旅費規程

(0) 総則

1. この規定は、倉敷市立第五福田小学校 P T A会員の出張旅費を次のように定める。
2. この規定によって支給される旅費は次のとおりである。
(1) 乗車船賃 (2) 宿泊料 (3) 食費
3. 出張は日帰りと宿泊出張に区別する。

日帰り出張とは、第五福田小学校を起点として、即日帰校班範囲内にある距離と用務のあるものをいい、それ以外の出張を宿泊出張という。

4. 旅行は順路による。ただし、天災その他やむを得ない事由により順路によって旅行ができない場合は、実際に利用した経路または交通機関によることができる。
5. 旅行日数とは、用務のために要した日数をいう。
6. 出張中私用のために用務を欠いたときは、その間の旅費は支給しない。
7. 関係先より旅費を支給されたその額が、この規定の定める額に満たないときは、その差額を支給する。

(ア) 出張旅費

1. 旅費計算上の発着点とは、実際に利用した駅または港をいう。
乗車運賃は、普通料金により計算する。
2. 第1項の4のただし書きによる場合は、実際に要した実費を支給する。
3. 旅行日数及び旅行夜数の計算は、次のとおりである。
 1. 旅行日数は、出発日・帰着日をそれぞれ1日とする。
 2. 旅行夜数は、午前0時を超過したときをもって一夜とする。
 3. 宿泊費及び食費は、別に定める。

<旅費規程附則>

○研修会等の参加に伴い、船舶・航空機を利用した場合は乗車運賃を支給する

- ・船舶運賃 実費
- ・タクシー・航空運賃 鉄道・バス・船舶で移動が困難な場合、実費

○研修会等の参加に伴い、宿泊を必要とする場合には宿泊費と食費を支給する

- ・宿泊料（宿泊費）

　　東京23区内（10,000円） 政令指定都市（8,000円） その他（6,000円）

- ・食費

　　宿泊1回当たり（3,000円）

○研修会等の参加者には次のように旅費を支給する

- | | |
|---------------------------|--------|
| ・倉敷市内 倉敷（早島含む）、児島、玉島・船穂地区 | 800円 |
| 水島、福田、連島地区 | 200円 |
| 真備地区 | 1,000円 |
| ・岡山市、総社市、玉野市、浅口市 | 1,500円 |
| ・それ以外 | 実費 |

各委員会ごとに日時、場所をまとめて、教頭に連絡

　　運賃や宿泊費等については領収書を提出すること

○旅費は前期（10月）と後期（3月）に精算する

- ・精算時は各自、受領印を押印する
- ・期限までに受領できない場合は、受領代理者が代行受領し、本人に手渡す
- ・代行受領の場合の受領印は代理者が押印する

○代理受領者の選任

- ・執行部：PTA会長
- ・各委員会：委員長

第12条 慶弔規定

1. 本校職員が転退職したときは、本校在職年数に応じて記念品を贈る。
2. 弔事の場合は次のとおりとする。
 - (1) 会員の場合
PTA代表者が会葬し、香華料を供える。
 - (2) 職員の場合（父母、配偶者及び子ども）
PTA代表者が会葬し、香華料を供える。ただし、遠隔地の場合は、参列しない場合もある。
 - (3) 児童
PTA代表者が会葬し、香華料を供える。
 - (4) 記念品料、香華料、宿泊費、食費は年度始めの実行委員会で毎年決める。
 - (5) その他特別なときは役員会で決定し、後日実行委員会の承認を得る。

<慶弔規定附則>

○弔事の場合

PTA代表の会葬参列

- ・会長が参列
- ・会長が参列できない場合、副会長（校長含む）が参列
- ・会長、副会長が参列できない場合、会計（教頭）が参列

香華料

- ・会員の場合、金5,000円と花環（または生花）を供える
- ・教職員の一親等の場合と配偶者の場合、金5,000円と花環（生花）を供える
- ・児童の場合、金5,000円と花環（または生花）を供える

○本校職員が転勤・退職する場合

- ・在職年数×1,000円を贈る（上限5,000円）

○慶事の場合

- ・教職員が結婚した場合、金5,000円と祝電を送る

○疾病等により治療入院時の見舞金贈呈規準

- ・会員の入院が7日間以上の場合、5,000円を贈る
- ・教職員の入院が7日間以上の場合、5,000円を贈る
- ・児童の入院が7日間以上の場合、5,000円を贈る
- ・入院が長期にわたる場合、6ヵ月ごとに見舞金を贈る。（最長2年）

第13条 表彰規定

会長は実行委員会の承認を得て、本校PTA活動、学校運営、地域社会に顕著な功績・善行のあったものを表彰することができる。対象者は次のとおりとする。

- (1) 児童 (2) 会員 (3) 職員 (4) 地域社会人 (5) その他

附則

1. この細則は、昭和41年11月1日に制定実施する。
2. この細則は、昭和47年4月1日から実施する。
3. 細則の一部を改正し、昭和51年4月1日から実施する。
4. 細則の一部を改正し、昭和53年4月1日から実施する
5. 細則の一部を改正し、昭和57年4月1日から実施する
6. 細則の一部を改正し、昭和58年4月1日から実施する
7. 細則の一部を改正し、昭和60年4月1日から実施する
8. 細則の一部を改正し、平成3年4月1日から実施する
9. 細則の一部を改正し、平成5年4月1日から実施する
10. 細則の一部を改正し、平成7年4月1日から実施する
11. 細則の一部を改正し、平成10年4月1日から実施する
12. 細則の一部を改正し、平成14年4月1日から実施する
13. 細則の一部を改正し、平成15年4月1日から実施する
14. 細則の一部を改正し、平成16年4月1日から実施する
15. 細則の一部を改正し、平成18年4月1日から実施する
16. 規約の一部を改正し、平成21年12月1日より実施する
17. 規約の一部を改正し、平成22年12月1日より実施する
18. 細則の一部を改正し、平成24年4月1日から実施する
19. 細則の一部を改正し、平成25年4月1日から実施する
20. 細則の一部を改正し、平成28年4月1日から実施する
21. 細則の一部を改正し、平成29年4月1日から実施する
22. 細則の一部を改正し、令和元年5月1日から実施する
23. 細則の一部を改正し、令和4年4月1日から実施する
24. 細則の一部を改正し、令和5年4月1日から実施する